# 水戸市指定介護老人福祉施設基準条例の一部改正について

#### 1 改正の理由

国が定める指定介護老人福祉施設の人員,設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号。以下「基準省令」という。)の一部改正は、令和6年4月1日の施行に向けて準備が進められております。

このため本市においては、関係する条例について、所要の改正が必要となります。

# 2 改正内容

基準省令に従い定めるべきもの及び基準省令を参酌すべきものは、当該省令のとおり規定します。

なお,基準省令の改正内容は,今後,変更となる可能性があることから,本市が定める規定 についても変更となる場合があります。

### (1) 基準省令に従い改正するもの

項目	改正の内容
管理者の兼務範	管理者が兼務できる事業所の範囲について, 同一敷地内における他
囲の明確化	の事業所,施設等ではなくても差し支えない旨を明確化する。

### (2) 基準省令を参酌し改正するもの

項目	改正の内容	
	基準省令 (案)	水戸市が定める基準
ア 緊急時等にお	緊急時等における対応方法について,配	基準省令のとおりとしま
ける対応方法の	置医師及び協力医療機関の協力を得て定	す。
定期的な見直し	めることとし, 1年に1回以上見直しを行	
	うこととする。	
イ 協力医療機関	事業所内で対応可能な医療の範囲を超	基準省令のとおりとしま
との連携体制の	えた場合に,協力医療機関との連携の下で	す。
構築	適切な対応が行われるよう,在宅医療を担	
	う医療機関や在宅医療を支援する地域の	
	医療機関等と実効性のある連携体制を構	
	築するために,入所者の病状の急変が生じ	
	た場合等において,医師又は看護職員が相	
	談対応を行う体制を常時確保する等の措	
	置を講ずるよう努めることとする。	
	(3年の経過措置期間を設ける。)	

	T	
ウ新興感染症発	新興感染症注1の発生時等に,事業所内	基準省令のとおりとしま
生時等の対応を	の感染者への診療等を迅速に対応できる	す。
行う医療機関と	体制を平時から構築するため,第二種協定	
の連携	指定医療機関注2との間で,新興感染症の	
	発生時等の対応を取り決めるよう努める	
	こととする。	
	また、協力医療機関が第二種協定指定医	
	療機関である場合においては,当該第二種	
	協定指定医療機関との間で,新興感染症の	
	発生時等の対応について協議を行うこと	
	とする。	
	注1 SARS (重症急性呼吸器症候群), ウエスト	
	ナイル熱など新しく認知され, 局地的にあるい	
	は国際的に公衆衛生上の問題となる感染症。	
	注2 協定を締結した医療機関のうち,病床の確	
	保に対応する医療機関を「第一種協定指定医療	
	機関」、発熱外来又は自宅療養者等の対応を行	
	う医療機関を「第二種協定指定医療機関」と呼	
	び, それぞれ都道府県知事による指定を受ける	
	こととなる。	
エ 重要事項の掲	重要事項 (運営規程の概要, 職員の勤務	基準省令のとおりとしま
示	体制等サービスの選択に資すると認めら	す。
	れるもの)について、書面掲示に加えて、	
	インターネット上で情報の閲覧が完結す	
	るよう,原則としてウェブサイトにも掲載	
	する。	
	(1年の経過措置期間を設ける。)	
オ 介護現場の生	事業者は,利用者の安全並びに介護サー	基準省令のとおりとしま
産性の向上	ビスの質の確保及び職員の負担軽減に資	す。
	する方策を検討するための委員会(テレビ	
	電話装置等を活用して行うことができる	
	ものとする。)を設置するものとする。	
	(3年の経過措置期間を設ける。)	
カ ユニットケア	ユニット型施設の管理者は,ユニットケ	基準省令のとおりとしま
の質の向上のた	ア施設管理者研修を受講するよう努めな	す。
めの体制の確保	ければならないこととする。	
<u> </u>		<u> </u>

<sup>※「</sup>水戸市が定める基準」について、その内容により、規則等において規定する場合があります。

# 3 施行期日

令和6年4月1日